

社 会 福 祉 法 人 泉 寿 会

役 員 費 用 弁 償 規 程

（ 目 的 ）

第 1 条 この規程は、社会福祉法人泉寿会（以下「泉寿会」という。）の役員が、泉寿会の業務を遂行するために要した費用を弁償するため、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の意義）

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「役員」とは、泉寿会の定款により定められた理事、監事をいう。
- (2) 「費用弁償」とは、泉寿会における理事会及び評議員会並びに監事会に出席した場合における出席旅費又は泉寿会の業務遂行のため出張した場合の出張旅費であり、報酬等とは明確に区分されるものとする。

（費用弁償の支給）

第 3 条 役員が、泉寿会における理事会及び評議員会並びに監事会に出席した場合には、1 日につき 1,000円 を旅費日当として支給する。

2 役員が理事長の命により出張した場合には、出張旅費を支給する。

（旅費の計算）

第 4 条 旅費は、社会福祉法人泉寿会職員旅費規程による最上位の額とし、日当は1日につき2,000、宿泊料は1夜につき実費とする。

（旅費の準用）

第 5 条 この規程で定めるもののほか、旅費の支給に関しては、社会福祉法人泉寿会職員旅費規程を準用する。

（報酬等の支給）

第 6 条 役員及び評議員は、無報酬とする。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

この規定は、平成29年7月1日から施行する。